

マリナクティビティ等を通じた水俣・芦北地域の魅力発信事業に係る
業務委託 標準仕様

1 事業名

マリナクティビティ等を通じた水俣・芦北地域の魅力発信事業

2 事業目的

豪雨からの復興やコロナ感染症の5類移行により、国内旅行やインバウンド需要の回復とともに域内の交流人口増も見込まれ、本格的に経済活動の活性化に向けた動きを図る時局になっている。

そのような中、水俣市湯の見地域は地域内でも有数の温泉街であるとともに、R4年度には海水浴場で「全日本SUP選手権大会」が開催され、今年7月にはマリナクティビティの総合案内窓口「渚の交番 HIME TATSU」がオープンするなど、マリナクティビティを活かした地域振興に取り組んでおり、水俣市観光振興計画の中でも、マリナクティビティなどを中心とした誘客に力を入れることとしている。

そこで、インフルエンサーを招聘し、マリナクティビティをフックとして、地域の魅力をPRすることで、再生された海としての魅力発信と当地域への観光誘客を行う。

3 委託内容

(1) インフルエンサー (YouTuber) を招聘し、マリナクティビティ等を活用した YouTube 動画の撮影・発信を行うこと。

① 起用するインフルエンサーの条件

- ・登録者数は15万人以上とし、視聴者のターゲット層は20代～30代とする。
- ・観光・レジャー系の動画をこれまでに複数回投稿しているインフルエンサーを起用すること
(なお起用するインフルエンサーは、YouTube チャンネルのメイン投稿が観光・レジャー系のインフルエンサーに限るものではない)。また、可能な限り男女のペアもしくはグループを起用すること。

② 動画時間・投稿場所・投稿期間

- ・動画時間は起用する YouTube チャンネルの他の動画と比較し、妥当な時間とすること。
- ・撮影した動画はインフルエンサー自身の YouTube チャンネルにアップロードすること。
- ・投稿期間は長く1年以上閲覧できる状態を保持すること。

③ 企画内容

- ・撮影場所は主に水俣市湯の児地域とし、マリンアクティビティを2種以上は体験している様子を撮影すること（時間などの都合上、体験することができないものについても、動画内で紹介すること）。
- ・7月オープン予定の施設「渚の交番 HIMETATSU」を必ず登場させることとし、周辺の宿や観光情報等も併せてPRすること。
- ・起用するYouTubeチャンネルの持ち味が出るような企画内容とし、ただの観光情報の発信にならないよう留意すること。

※ 「渚の交番 HIMETATSU」及び体験可能なマリンアクティビティについては別添参考資料を参照すること。

(2) その他効果的なPR

- ・その他予算の範囲内において可能なPRを提案すること。
- ・提案に当たっては、媒体（SNSの種類）、PRの範囲、回数、時期等を明記すること。

4 業務完了報告書の提出

受託者は、事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、提出後検査を受けること。

提出物 業務完了報告書 電子データ（メール又はUSBによる）
提出場所 〒869-5461 熊本県葦北郡芦北町芦北2670
熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課
提出期限 令和7年（2025年）3月14日（金）

5 契約期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月17日（月）まで

6 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、県担当職員との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得たときは、この限りでない。なお、業務の主たる部分を他に委託することはできないため留意すること。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用し

ないこと。

- (4) 本業務の遂行にあたっては、別記1「電子情報に関する取扱特記事項」及び別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 電子メールを外部に送信する際は、本文や添付ファイルに送るべきではない個人情報が含まれていないか、複数人によるダブルチェック等により入念な確認を行うこと。
また、電子メールを外部に一斉送信する場合には、個人情報漏えい防止のため、メールアドレスを「To」ではなく、「BCC」に設定すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施に関する会計処理について、他業務等と明確に区分して行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿の整備に努め、業務完了後においても5年間保存すること。
- (8) 受託者が本仕様書その他県の指示に従わない場合、あるいは委託内容の履行が困難であると判断される場合、県は委託契約を解除することがある。
- (9) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担する。
- (10) 県は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報の提供等について、支障のない範囲で協力する。
- (11) その他、本仕様書に定めがない事項、あるいは疑義が生じた事項については、県と受託者の協議によりこれを解決する。
- (12) 本事業で制作したデータ等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、協議のうえ決定するものとする。動画データ等の著作権がインフルエンサー側に帰属する場合においても、2次利用（動画のスクリーンショット、サムネイル画像や切り抜き動画等）が可能な状態にすること。